

## 地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和7年12月8日 (1回目)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	一関市 03209
地域名 (地域内農業集落名)	門崎地区 (千手堂、布佐、妻神、針山、銚子、神平、官紅、館萩、所萱)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	263.0 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	263.0 ha
② 田の面積	123.1 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	139.9 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	20.3 ha
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	82.1 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における75才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

## (2) 地域農業の現状及び課題

門崎地区の田は、基盤整備事業が完了したエリアは中心経営体である法人1経営体へ集積が図られているが、基盤整備事業実施エリア以外の田は小区画・急傾斜等で耕作条件が悪い田が多いため、どのようにして中心経営体へ集積させるかが課題である。

畑については全体の53%の面積を有しているが、田にもまして小区画・急傾斜地等で耕作条件が悪く、さらに進入路もなく機械が入れない状況である。また、中心経営体である法人1経営体が先進的な取り組みを行っているものの、多くの畑については作付け作物の選定や中心経営体へどのように集積を図るかの活用方法が明確になっておらず、さらには継続した維持管理をどのように図っていくかということが特に大きな課題となっている。

## (3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

地区内の農地利用は、中心経営体である認定農業者等が担うが、農地中間管理機構を活用してさらなる農地の集約化や、入り作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進して若返りを図る。

農業生産が困難な土地については、景観作物の作付けを行うなど農地の保全に向けて多様な利用を検討する。

女性を中心にした活動(産直活動等)を行い、地域の活性化を図る。

現時点で個別農地の調整は不可能なため、砂鉄川両岸の基盤整備したエリアと基盤整備は未だだが条件の良いエリアを耕作を続けていく農地とする。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
<p>千手堂、布佐、妻神、針山、神平、官紅集落の農地利用は、基盤整備事業完了分の田については中心経営体である法人1経営体が担うほか、基盤整備事業以外の田及び畑は中心経営体である認定農業者や基本構想到達者により対応していくとともに、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。</p> <p>銚子集落の農地利用は、基盤整備事業完了分の田については中心経営体である法人1経営体が担うほか、畑は中心経営体である1法人を中心に、基盤整備事業以外の田は基本構想到達予定者により対応していくとともに、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。</p> <p>館萩、所萱集落の農地利用は、田は基盤整備事業の実施エリア以外であることから、中心経営体の認定農業者及び育成予定者が担い、畑利用についても中心経営体である認定農業者及び育成予定者が担っていくとともに、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。</p>			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	40.4 %	将来の目標とする集積率	85 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を、農業上の利用が行われる区域とする。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組	
<p>地域計画及び目標地図の周知を図り、地域の理解増進を図る。                  目標地図に即し計画的な農地の集積・集約化を進める。                  目標地図に位置付けられていない経営体による耕作を妨げない。</p>	
(2) 農地中間管理機構の活用方法	
<p>基盤整備事業実施エリアは、経営農地の集約化を目指して中心経営体へ農地の機構への貸し付けを進めているが、相続等の諸事情により機構への貸し付けがなされていない農地所有者などの農地や、基盤整備事業エリア外の農地についても活用に向けて取り組みを行い、今後貸し出しを進めていく。                  中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>	
(3) 基盤整備事業への取組	
水利施設、農道その他の土地改良施設の点検・管理のほか、日常的な草刈り作業を実施するとともに、老朽化に伴う長寿命化対策を実施する。	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組	
<p>米、麦等の土地利用型作物以外に、法人1経営体を中心に収益性の高い園芸作物の生産、特産加工に向けた作物の生産に取り組む。                  中心的な担い手と小規模経営を行う経営体を考慮した目標地図のゾーニングにより、多様な経営体が共存共栄できる環境に配慮する。                  法人設立を目指す集落営農組織のほか、作業集団などの担い手組織の法人化を支援する。また、労働力不足を解消するため、多様な働き方を可能とする雇用形態や経営体間の融通体制の構築を推進する。</p>	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
農作業の受委託については、需要増加が見込まれることから、農業協同組合等の受託者となり得る組織とのマッチング機能の構築を図る。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。  
 ⑦多面的機能支払交付金等を活用し、農地の耕作放棄地化を未然に防ぐとともに、中山間部の耕作放棄地の状況調査を実施し、除草・伐採・整地作業等、荒廃農地の再生に取り組む。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和16年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農		小松菜、ほうれん草、人参、大根	3.7 ha	ha	小松菜、ほうれん草、人参	5.1 ha	ha	1	
認農		水稲、WCS、飼料用米	ha	47.9 ha	水稲、WCS、飼料用米	ha	47.9 ha	2	
利用者		水稲、WCS	2.3 ha	ha	水稲、WCS	3.5 ha	ha	3	
認農		水稲、トマト	2.4 ha	ha	水稲、トマト	2.4 ha	ha	4	
認農		水稲、牧草、酪農	28.4 ha	ha	水稲、牧草、酪農	28.4 ha	ha	5	川崎あり
認農		水稲、小麦、ねぎ	9.3 ha	ha	水稲、小麦、ねぎ	30.3 ha	ha	6	川崎あり
認農		水稲、酪農	2.8 ha	ha	水稲、酪農	2.8 ha	ha	7	
認農		水稲、牧草、酪農	3.3 ha	ha		ha	ha	8	川崎あり
利用者		水稲、野菜	6.2 ha	ha	水稲	6.2 ha	ha	9	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	9経営体		58.4 ha	47.9 ha		78.7 ha	47.9 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	いわて平泉農業協同組合	農薬散布	水稲

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
- 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
- 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

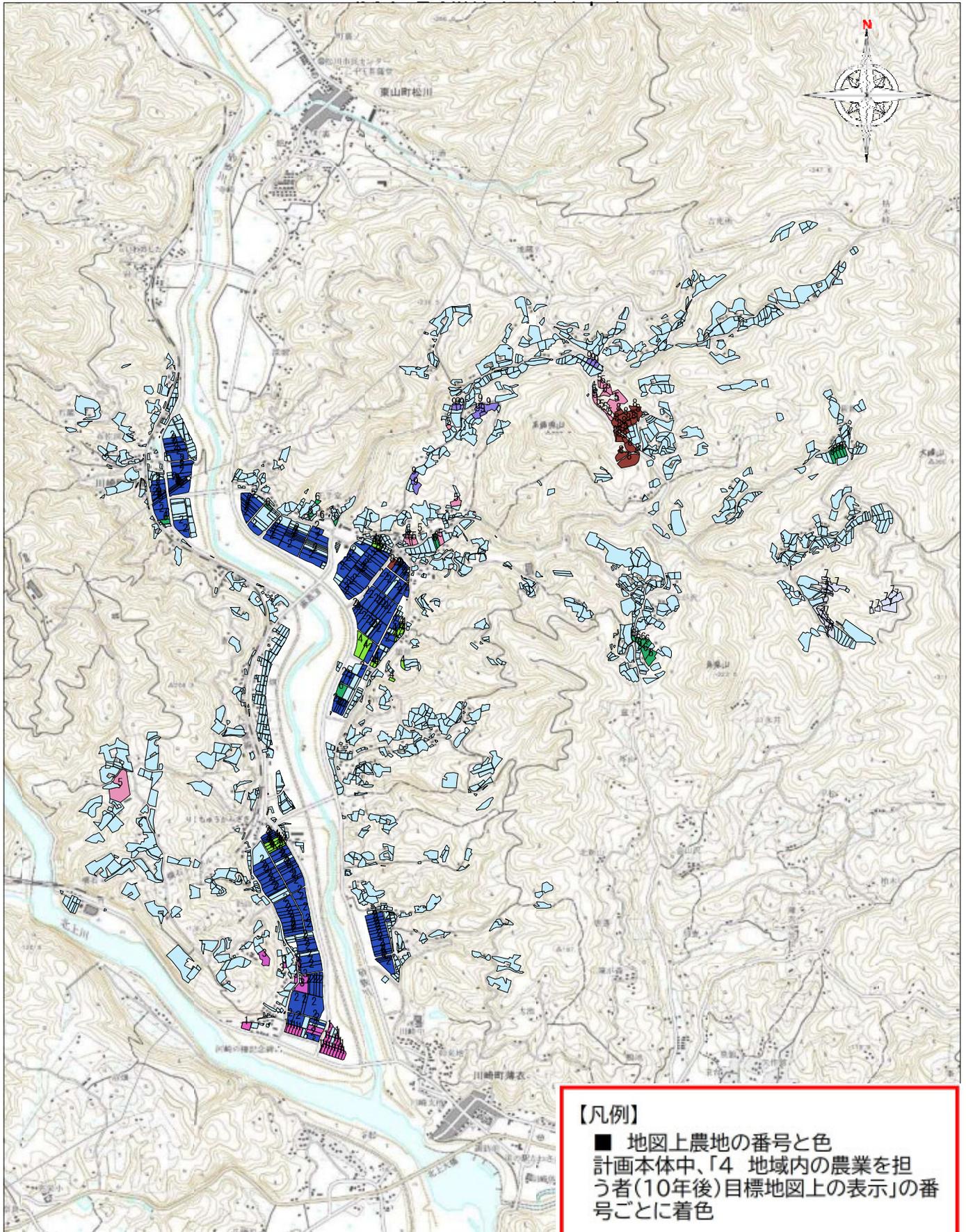
(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

# 門崎地区目標地図 (R7.12変更)



## 【凡例】

■ 地図上農地の番号と色  
計画本体中、「4 地域内の農業を担  
う者(10年後)目標地図上の表示」の番  
号ごとに着色

■ 今後検討農地